

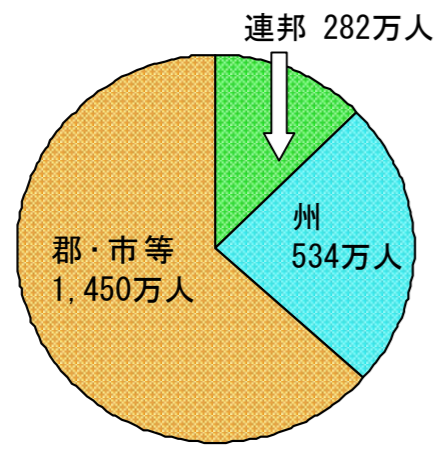
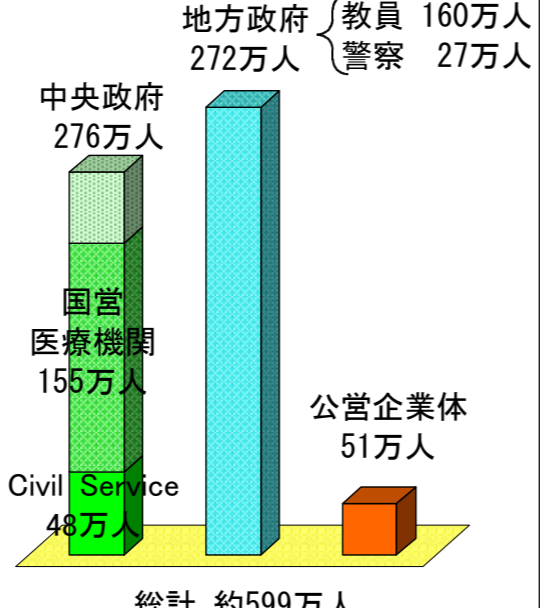
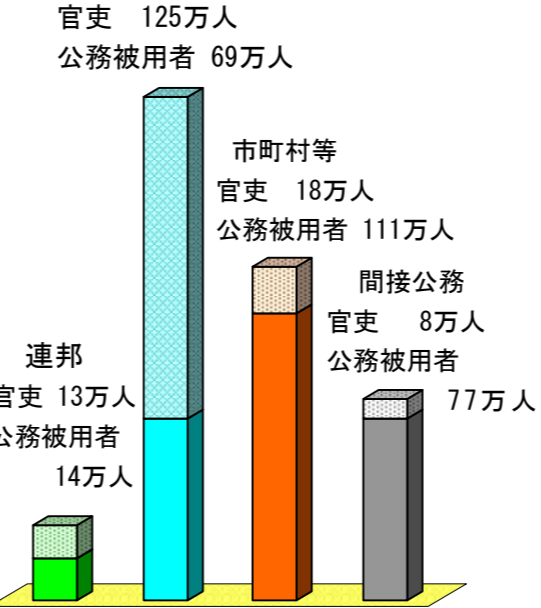
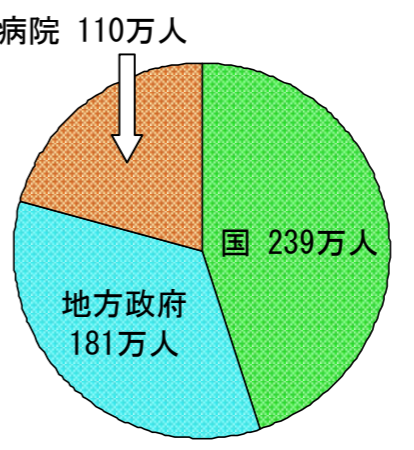
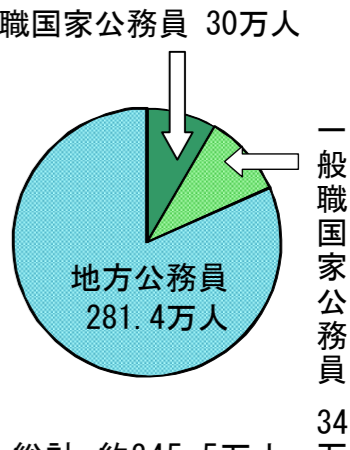
諸外国の国家公務員制度の概要

(平成24年2月更新)

目次

I	概観及び国家公務員の数・種類	1
	【参考】府省別国家公務員数	2
II	諸外国の国家公務員の労働基本権	3
	【参考1】主要な労働組合の状況	4
	【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例	5
III	諸外国の国家公務員の任用	6
IV	諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連	7
V	諸外国の国家公務員の給与	8
	【参考】給与改定方式	9
VI	諸外国の国家公務員の政治的行為の制限	10

I 概観及び国家公務員の数・種類

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考) 日本
概観	<p>国家体制等 連邦制、大統領制 二大政党下での政権交代</p> <p>現行公務員制度の淵源 建国当初から政治任用が広く行われてきたが、1883年、公務員法（ペンデルトン法）制定により成績主義・政治的中立性に基づく職業公務員制が確立</p>	<p>連合王国、議院内閣制 二大政党下での政権交代</p> <p>ノースコト・トラヴェリアン報告(1853年)により、成績主義に基づく資格任用制が確立</p>	<p>連邦制、議院内閣制（大統領は象徴的） 二大政党基軸での政権交代</p> <p>絶対君主制の下で発達した官僚制が、民主的議会制下でも継承され、民主的統制に服している</p>	<p>共和制、行政権は大統領・首相に属する 多党制下での政権交代</p> <p>仏革命により国王の官僚制は解体され、19世紀に官僚養成学校による人材育成を特色とする職業公務員制が確立</p>	<p>議院内閣制</p> <p>日本国憲法により公務員は「天皇の官吏」から「全体の奉仕者」に。民主的な公務員制の確立のため国家公務員法を制定</p>
国家公務員の数と種類	<p>282万人 (2009年3月現在) 行政府職員 275万人</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争職(Competitive Service) 136万人 競争試験により任用(職階制適用) 除外職(Excepted Service) 139万人 うち <ul style="list-style-type: none"> 郵便庁職員 70万人 行政府の上位職 0.8万人* うち <ul style="list-style-type: none"> 高級管理職俸給表適用者(EX) (大局長~次官、長官) 430人* ⇒政治任用 上級管理職俸給表(SES) 7,800人* (課長~局長) ⇒1割が政治任用 <p>※2010年3月現在</p>	<p>48万人 (2011年9月現在)</p> <p>国家公務員(Civil Service) ~国王の奉仕者</p>	<p>27万人 (2010年6月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 官吏(Beamte) 13万人 公法上の勤務・忠誠関係 統治権関与・公権力の行使等 公務被用者(Tarifbeschäftigte) 14万人 私法上の雇用契約関係 	<p>239万人 (2009年12月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 官吏(Titulaires) 165万人 恒久的官職に任命行為により任用 非官吏(Non titulaires)等 36万人 見習職員、補助職員、臨時職員等 	<p>34.1万人 (2011年度末予算定員)</p> <p>一般職国家公務員</p> <ul style="list-style-type: none"> 非現業国家公務員 27.4万人 検察官 2.7千人 国営企業(林野)職員 4.7千人 特定独立行政法人等職員 6.0万人
(参考) 国以外を含めた公務員数(非軍人)	 <p>郡・市等 1,450万人 州 534万人 連邦 282万人</p> <p>総計 約2,266万人 (総人口 3億2千万人)</p>	 <p>中央政府 276万人 地方自治体 272万人 公営企業体 51万人 国営医療機関 155万人 Civil Service 48万人</p> <p>うち 教員 160万人 警察 27万人</p> <p>総計 約599万人 (総人口 6千2百万人)</p>	 <p>州 官吏 125万人 公務被用者 69万人</p> <p>市町村等 官吏 18万人 公務被用者 111万人</p> <p>連邦 官吏 13万人 公務被用者 14万人</p> <p>間接公務 官吏 8万人 公務被用者 77万人</p> <p>総計 約435万人 (総人口 8千2百万人)</p>	 <p>公共病院 110万人 国 239万人 地方政府 181万人</p> <p>総計 約530万人 (総人口 6千5百万人)</p> <p>※国家公務員については、軍人、軍需関係者約40万人を含む</p>	 <p>特別職国家公務員 30万人 一般職国家公務員 34万人 地方公務員 281.4万人</p> <p>総計 約345.5万人 (総人口 1億2千8百万人)</p> <p>※特別職国家公務員については、防衛省職員27万人を含む。</p>

【参考】府省別国家公務員数

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>大統領府 1,769人</p> <ul style="list-style-type: none"> 大統領 大統領府 <ul style="list-style-type: none"> 國務省 37,464人 財務省 109,189人 国防総省 736,592人 司法省 113,495人 内務省 75,381人 農務省 104,460人 商務省 80,167人 労働省 16,909人 保健・福祉省 67,149人 住宅・都市開発省 9,585人 運輸省 57,277人 エネルギー省 16,145人 教育省 4,101人 復員軍人省 297,318人 国土安全保障省 179,905人 独立機関及び公社 866,972人 <ul style="list-style-type: none"> 環境保護庁 18,399人 共通役務庁 12,524人 航空宇宙局 18,539人 人事管理庁 5,440人 中小企業庁 3,575人 社会保障庁 67,631人 郵便庁 678,020人 その他 62,844人 <p>(2009年9月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 人事管理庁、メリット・システム保護委員会、連邦労使関係院、政府倫理庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府 1,650人 <ul style="list-style-type: none"> 内閣府のその他の機関 870人 財務省 1,170人 <ul style="list-style-type: none"> 財務省のその他の機関 380人 歳入関税庁 75,820人 地域社会・地方政府省 3,070人 内務省 27,120人 文化・メディア・スポーツ省 580人 国防省 70,020人 ビジネス・イノベーション・技能省 18,420人 環境・食糧・農村省 9,150人 外務省 5,570人 保健省 3,350人 国際開発省 1,600人 法務長官省 9,130人 司法省 74,700人 雇用・年金省 114,600人 運輸省 17,960人 北アイルランド省 50人 スコットランド省 16,480人 ウェールズ省 5,100人 情報保安局 5,470人 慈善委員会 380人 教育基準局 1,440人 ESTYN(ウェールズ教育基準省) 90人 輸出信用保証局 200人 食品基準庁 1,370人 資格試験規制庁 170人 統計庁 3,720人 <p>内閣</p> <p>(2011年9月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 内閣府、人事委員会、助言仲裁幹旋局(ACAS)、企業就職諮問委員会(ACBA)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 首相府 3,887人 外務省 11,749人 内務省 56,310人 法務省 4,912人 財務省 43,769人 経済・技術省 9,477人 食糧・農業・消費者保護省 5,378人 労働・社会省 2,661人 交通・建設・都市開発省 25,899人 国防省 278,132人 保健省 3,563人 環境・自然保護・原子炉安全省 3,479人 家庭・高齢者・婦人・青少年省 1,559人 経済協力・開発省 632人 学術・研究省 985人 <p>大統領府</p> <p>内閣</p> <p>(2010年現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 連邦内務省、連邦人事委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> 首相府 8,734人 外務省 18,751人 保健・連帯省 16,637人 農業省 33,825人 文化省 12,202人 国防省 429,298人 海外県・海外領土省 2,549人 経済・財政・産業省 180,940人 行政公務員総局 国立行政学院(ENA) 国民教育省 1,100,395人 設備・環境・計画省 107,546人 内務省 187,130人 法務省 75,316人 青少年・スポーツ省 7,885人 <p>大統領府</p> <p>内閣</p> <p>国務院</p> <p>会計検査院</p> <p>(2007年12月現在)</p> <p>(注) 人事行政機関 行政公務員総局(所属省は変動)</p>

Ⅱ 諸外国の国家公務員の労働基本権

		アメリカ	イギリス	ドイツ		フランス	(参考)日本
憲法上の労働基本権の位置づけ 【民間労働者】		憲法典上、労働基本権に関する規定はない	明文の憲法典はない	団結権についての一般的な保障規定がある		労働組合についての規定がある	憲法第28条で団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利について規定
国家公務員の労働基本権			【官民共通の枠組み】	[官吏] 公法上の勤務・忠誠関係	[公務被用者] 私法上の雇用契約関係		
	団結権	認められている (注)軍人、FBI職員等は禁止	認められている (注)軍人、警察官は禁止	認められている		認められている (注)軍人は禁止	認められている (注)警察官、自衛官等は禁止
	協約締結権	給与等の法定の勤務条件については認められていない (注)郵便庁職員には、給与等も含め協約締結権が認められている	認められている (上級公務員については、事実上、協約締結は行われていない) (注)財務省から付与される財源枠の中で、財務省と協議して決定される給与改定率の範囲内で、労使交渉で決定(配分交渉) (注)民間と同じく、労働協約には通常、法的拘束力がない	認められていない (注)一般に、公務被用者の交渉結果が反映されている (注)官吏給与法を含む官吏関係の法改正を行う際の官吏組合の関与は法律上保障	認められている (注)賃金交渉には必ず財務省関係者が関与 (注)賃金交渉の結果締結された協約が予算の付加的支出を伴う場合には、連邦財務大臣の同意が必要 (注)協約は、議会の承認なしに効力を発する	認められていない (注)賃金交渉において、政府側はあらかじめ決められた予算の枠内(首相指示書の枠内)でしか交渉しない (注)交渉の結果、議定書(法的拘束力なし)が作成された場合は、これに従う慣行があるが、1998年以降、給与改定に関する議定書の締結に至ったことはない	認められていない (注)現業職員・特定独立行政法人職員には、協約締結権が認められている
争議権	禁止されている (注)単純参加を含めて、違反は刑事罰の対象となる	明文の規定はないが、一般に、罷業は違法ではない (注)軍人、警察官等は、明文の規定で禁止	禁止されている (注)伝統的職業官吏制度の諸原則から、禁止は自明とされている	認められている	認められている (注)労使交渉と無関係に一般的な争議行為が認められている (注)警察官、監獄職員、司法官等は禁止	禁止されている	

【参考1】主要な労働組合の状況等

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	(参考)日本
組合の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公務内組合・省庁横断組合 ・オープン・ショップ ・組織率…28.0% (連邦職員) (注) <p>※排他的代表制 ：特定の交渉単位内で、職員からの投票により、団体交渉権を有する組合を1つ認定し、当該組合が交渉単位に属する職員全体の利益を代表して協約を締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公務内組合・省庁横断組合 ・オープン・ショップ ・組織率…56.3% (公的部門・地方も含む) (注) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務内組合、官民横断組合が併存 ・官吏・公務被用者横断組合、省庁横断組合 ・オープン・ショップ ・組織率…25%前後 (連邦・公務被用者) (注) 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民横断組合 ・オープン・ショップ ・組織率…15.2% (公務員部門) (注) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務内組合・省庁別組合とその連合体
主要な労働組合 (組合員数)	<p>アメリカ政府職員総同盟 (AFGE) 約22万人</p> <p>全国財務職員組合 (NTEU) 約15万人</p> <p>(郵便庁職員)</p> <p>アメリカ郵便従事者組合 (APWU) 約33万人</p> <p>連邦郵便配達労組 (NALC) 約21万人</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター アメリカ労働総同盟産別会議 (AFL-CIO) 約1050万人</p> <p>地方公務員 全米地方公務員労組 (AFSCME, AFL-CIO) 約160万人</p>	<p>公務員民間労働組合 (PCS) 約29.0万人</p> <p>専門職国家公務員組合 (Prospect) 約12.3万人</p> <p>刑務官協会 (POA) 約3.5万人</p> <p>北アイルランド公務員組合 (NIPSA) 約4.5万人</p> <p>上級国家公務員職員組合 (FDA) 約1.9万人</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター 労働組合会議 (TUC) 約620万人</p> <p>地方公務員 公務部門労働組合 (UNISON) 約137万人</p>	<p>ドイツ官吏同盟・賃金同盟 (DBB) 約127万人</p> <p>官吏：約91万人 公務被用者：約36万人</p> <p>統一サービス産業労働組合 (ver. di) 約207万人</p> <p>ドイツ・キリスト教労働組合連盟 (CGB) 約28万人</p> <p>※ 地方政府の公務員を含む</p> <p>(参考)</p> <p>ナショナルセンター ドイツ労働組合同盟 (DGB) 約616万人</p>	<p>フランス民主主義労働連盟 (CFDT)</p> <p>フランスキリスト教労働者連盟 (CFTC)</p> <p>管理職総同盟 (CGC)</p> <p>労働総同盟 (CGT)</p> <p>労働者の力 (FO)</p> <p>統一労働組合連盟 (FSU)</p> <p>全国中立労働組合 (UNSA)</p> <p>※ 地方政府の公務員を含む</p>	<p>(連合体)</p> <p>公務公共サービス労働組合協議会 (公務労協) 約135.6万人</p> <p>公務労組連絡会 約37.9万人</p> <p>※ 地方公共団体の職員を含む</p> <p>(参考)</p> <p>日本労働組合総連合会 (連合) 約662.3万人</p> <p>全国労働組合総連合 (全労連) 約67.0万人</p>
団体交渉の実態	<ul style="list-style-type: none"> ・各省ごとに交渉 (給与等の法定事項は交渉できない) 	<p>一般の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省・各エージェンシーごとに交渉。関連するすべての組合の代表が交渉に参加 ・交渉が決裂した場合、政府の責任で政策・給与改定等を実施 <p>上級公務員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与以外の勤務条件について各省・各エージェンシーごとに交渉 	<p>公務被用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦及び市町村が共同交渉 <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ：連邦内務大臣、市町村代表 (連邦財務省職員が同席) <p>組合側</p> <ul style="list-style-type: none"> ：ドイツ官吏同盟・賃金同盟代表、統一サービス産業労働組合代表 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者側と上記7労働組合代表とが主に給与水準について団体交渉 <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ：公務員制度担当大臣、行政公務員総局幹部、予算局幹部 <ul style="list-style-type: none"> ・各省固有の事項については各省ごとに交渉 	<ul style="list-style-type: none"> ・各省ごとに単組と交渉 ・人事院等は連合体と会見等

(注) 各国政府等公表資料より

人事院作成

【参考2】近年の主な公務員ストライキの事例（地方公務員を含む）

発生状況※	アメリカ			イギリス			ドイツ			フランス		
	争議件数(件)	参加人員(万人)	労働損失日数(千日)	争議件数(件)	参加人員(万人)	労働損失日数(千日)	争議件数(件)	参加人員(万人)	労働損失日数(千日)	労働損失日数(千日)	参加人員(万人)	労働損失日数(千日)
	23	7.7	2687.5	140	152.9	1388	(データなし)	10.6	286.4	2007年	2163.9	610.9
	4	1.9	61.6	86	144.5	1277	(データなし)	0.01	0	2006年	2373.4	952.0
	(参加人数千人以上・2006年)			(2011年)			(2007年)			2005年		
近年の主な公務部門のストライキ事例	<p>○ 2005.12 ニューヨーク市都市交通局のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金問題や賃金交渉で労使が対立し、25年ぶりにスト実施（3万5千人の職員が3日間実施） ストの影響を受けた利用者は、1日当たり約700万人(市当局発表) 州最高裁は、裁判所の2度の禁止命令を無視したスト実施に対し、1日100万ドルの罰金支払いを命令。スト終了を拒否すれば、組合幹部を収監する可能性があるとして警告 <p>⇒ 労使双方は、ニューヨーク州調停委員のあっせん案を受け入れ、スト解除後に年金等の主要問題について交渉を再開することで合意</p>			<p>○ 2011.11 年金改革に反対する全国規模のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011年6月のストに続き年金改革反対のストを組合合同で実施。過去30年間で最大規模。約15万人の国家公務員を含む最大で200万人が参加 <p>⇒ 2011年内としていた組合との対話期限を撤回</p> <p>○ 2011.6 年金改革に反対する全国規模のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金支給開始年齢の引上げ及び最終年収ベースから生涯平均年収ベースでの計算方式への変更等を含む政府の年金改革案に反対し、組合が合同でストを実施。10万人超の国家公務員を含む約75万人が参加 <p>⇒ 10年以内の退職予定者を除外する等の政府側譲歩案を10月に提示</p> <p>○ 2008.7 賃上げ要求の国家公務員等のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> インフレ率を下回る賃上げ率に反対する公務員数十万人が2日間のストを実施 <p>○ 2008.4 賃上げ要求の国家公務員のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> インフレ率(4.1%)を下回る政府提唱の賃上げ率(2.45%)に反対する国家公務員労組(PCS)が24時間ストを実施。10万人以上の公務員が参加 <p>○ 2006.5 人員削減に反対する国家公務員スト</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央府省の人員削減策に反対する全国規模のストを公務員民間労働組合(PCS)が実施(9万人の国家公務員が48時間ストを実施) <p>○ 2006.3 年金改革に反対する地方公務員スト</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金改革案に対する交渉で労使が対立。公務部門労働組合(UNISON)等の呼びかけで150万人の地方公務員が24時間スト実施 <p>⇒ 政府が改革案の見直しを約束</p> <p>○ 2005 年金改革に反対する国家公務員等のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 2005年の春から夏にかけ、組合は政府の年金施策に反対。100万人規模のスト実施を計画(政府は公務員の年金受給年齢を60歳から65歳に引き上げようとしていた。) <p>⇒ 大きなストは実施されず、10月に政府と組合の間で、現職公務員については60歳になれば年金を請求できることとする旨の合意が成立(他方、新規採用者から65歳に引上げ)</p>			<p>○ 2011.2~3 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> (ベルリン州とヘッセン州を除く)州公務員(公務被用者)が、第二回交渉で新たな案を提示しない使用者側の態度に対抗し、警告ストを実施。5日間で約5万3000人が参加 <p>○ 2011.2 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘッセン州公務員(公務被用者)が警告ストを実施。1日で2300人が参加。官吏も参加した模様だが、人数は不明。 <p>○ 2010.2 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 連邦及び市町村公務員(公務被用者)が、第二回交渉で新たな案を提示しない使用者側の態度に対抗し、警告ストを実施。5日間で約11万5000人が参加 <p>○ 2009.2 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> (ベルリン州とヘッセン州を除く)州公務員の賃上げを求めて、学校、大学、病院、大学病院、行政庁、道路管理事務所等の公務被用者が警告ストを実施。約18万人が参加。 <p>○ 2009.2 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘッセン州公務員(公務被用者)が警告ストを実施。2日間で6900人が参加。 <p>○ 2008.5~6 勤務条件(格付け、職場における健康増進等)の改善を求めるスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村における社会・教育関係職種の公務員(公務被用者)が警告スト及びストを実施。ストは5月半ばから6月末まで(一部地域は7月末まで)継続され、約15万人が参加。 <p>○ 2008.5 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ベルリン州公務員(公務被用者)が警告ストを実施 <p>○ 2008.2~3 賃上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 連邦及び市町村公務員(公務被用者)の賃上げを求めて、病院、近距離交通、ゴミ収集職員等が警告ストを実施。2月だけで約20万人が参加。3月には3日間で23万人が参加。 <p>○ 2006 前年から争点となっている勤務時間延長に反対する州公務員等のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 週38.5時間から週40時間への勤務時間延長等をめぐり、多数の州で、ゴミ収集職員、看護職員等が2月以降断続的にスト実施(14年ぶりの大規模ストと言われる。) 			<p>○ 2010 年金改革をめぐるスト</p> <p>○ 2009.12 人員削減策に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立美術館職員がストを実施 <p>○ 2009.3 雇用の安定や最低賃金引上げ要求のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員を含む主要な労働組合が大規模なゼネストを実施 <p>○ 2009.1 サルコジ大統領の新自由主義に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道、空港、郵便、医療、教育、電気・ガス等の公務員を含む労働者がゼネストを実施 <p>○ 2008.5 政府による公共サービス部門の公務員整理方針に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 22,900人分のポスト廃止(うち11,200人分は教育関係)に反対する教員労組、税関・税務関連労働者等の公務員約30万人がストを実施 <p>○ 2007.11 サルコジ大統領による社会制度改革案、公務員削減案に反対するスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 約70万人が参加 <p>○ 2007.2 賃上げと人員削減撤回を求めるスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 教師、徴税担当者、郵便職員などの公務員が終日ストを実施 <p>○ 2006.1 賃上げ、雇用、公共サービス擁護のスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 初日、郵政労働者が郵便事業の自由化反対、2日目、国鉄労働者が人員削減反対、最終日、教員・公務員が賃上げを掲げ、スト実施(3日間で5万人が参加) <p>○ 2005 労働時間短縮の堅持、公共サービス堅持等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2004 地方分権法案、医療保険改革、政府の給与政策等をめぐる国家公務員のスト</p> <p>○ 2003 年金改革、地方分権等をめぐる国家公務員のスト</p>		

※ ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) より作成。「公務」の項は「Public Administration and Defence;Compulsory Social Security」の数値を抽出した
イギリス部分はLabour Market Statistics: February 2012(http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171778_254579.pdf)より作成。なお、イギリスの「公務」の項中の参加人員(万人)及びフランスの「全体」の項は概算による

Ⅲ 諸外国の国家公務員の任用

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 採用・昇進	<p>原則空席ごとの公開の競争試験で採用。 公務内外から応募</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則</p>	<p>原則空席ごとの公募ないし採用試験で採用</p> <p>昇進は、上位の空席ポストへの応募が原則</p>	<p>欠員状況に応じ、各省庁が競争試験で採用 終身官吏となるためには、ラウフバーン 試験合格等の資格が要件</p> <p>昇進は、同一ラウフバーン内での選考。 部長、課長ポストについては空席ポストへの 応募が原則 → 上位のラウフバーンへの乗り換えを 伴う昇進となる場合は、別途、ラウフ バーン試験等による資格認定が必要</p>	<p>職員群(corps)ごとに競争試験に基づき採用 ※ 部内試験(非官吏を含む)と部外試験がある</p> <p>昇進は、同一職員群内での選考</p>
2 幹部候補生の採用・昇進	<p>大統領研修員計画 (Presidential Management Fellows Programme)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院修了者(修士又は博士)で大学の学長の推薦を受けた者 ○ 公開競争試験により、年間約400名 ○ 採用省庁において2年間の実務研修後に課長補佐級等に昇進(昇進が保障されているわけではない) その後は競争 ○ 局長級以上は政治任用職(事務次官相当職はなし) 	<p>ファーストストリーム採用試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の学業成績が上位の者 ○ 公開競争試験により、年間約500名 ○ 採用後4、5年で課長補佐級に昇進 その後は競争 ○ 事務次官ポストまで職業公務員(成績主義に基づく任用で、身分保障あり) 	<p>高級職ラウフバーン試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学(総合大学学士又は単科大学の修士相当)課程を修了し、18月～2年間条件付官吏として準備勤務した者 ※ 法律学専攻者については、大学を卒業し、準備勤務(司法修習)を終えた後に受ける法曹資格試験の第2次国家試験(各州ごとに実施)が高級職ラウフバーン試験に該当 ※ 職歴をもって準備勤務・ラウフバーン試験に代えることも可 ○ 採用省庁において3年以上の見習勤務を経て終身官吏となる。課長補佐級官職に就任し、その後は競争 ○ 事務次官ポストまで職業公務員 (事務次官、局長は、成績主義に基づく任用だが、政治的官吏とされ、理由の明示なく、恩給付退職に付すことが可能) 	<p>国立行政学院(ENA)試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等高等教育機関の修了者 このほか、現職公務員を対象とした部内試験、民間勤務歴又は地方議員歴のある者を対象とした第三種試験もある ○ 毎年約80名 ○ ENA学生(公務員)として2年間の研修(講義、地方・外国勤務等) 卒業時に、成績順に希望に応じて職員群を選択し、各省に配属(課長補佐級) 概ね数年で課長級、10年～15年で局長級に昇進 ○ 局長級以上の高級職は政治任用
3 政治任用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政権交代に伴い異動する者 ～ 官僚組織に浸透し、大統領の主要な政策課題を推進 ○ ①各省局長級以上(上院承認)、②大統領補佐官等、③上級管理職(審議官、課長級)の1割、④秘書、運転手等の計約4,000人 ○ 公務内、民間企業、法律事務所、教育・研究機関等が人材供給源 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大臣のほか、副大臣、政務官等として与党の議員約100人を政府部内に配置 ○ 大臣は、原則2人まで特別顧問を政治任用(その他、首相官邸には20人※の特別顧問が勤務) ※2011年現在 ～ 特別顧問は政治的な側面に立って大臣を補佐。職業公務員を指揮しないことが原則 ○ 官僚が特別顧問に転身する例はまれ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本省事務次官、局長等の約400人が「政治的官吏」と呼ばれる ○ 「政治的官吏」もメリット・システムによる任用だが、いつでも一時退職に付すことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高級職(本省局長、大使、地方長官など約600人)及び大臣キャビネのスタッフ(約700人) ○ 高級職はほぼ全て、大臣キャビネのスタッフも7～8割が職業公務員(ENA出身) ○ 政権交代に伴って多くが入れ替えられるが、職業公務員は官吏としての身分を保障

IV 諸外国の国家公務員の評価、身分保障、退職関連

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1 評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標管理による評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則毎年実施 ・ 評価結果は面談時に本人がサイン ・ 評価結果は、配置、昇給、報奨等に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目標管理による評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年実施 ・ 目標設定及び目標達成度につき、本人と評定者が面談 ・ 評価結果は、業績不良者の把握に活用されるとともに、昇給、賞与に反映※ ※ 給与凍結期間中の反映は一部に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適性、能力及び業績を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超えない期間ごとに実施 ・ 評価結果は、昇任等に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職務能力を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年又は2年ごとに実施 ・ 評価結果は、職員と職員が所属する職員群の人事管理協議会に通知する ・ 評価結果は、昇給、昇格に反映
2 身分保障	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免職は、勤務成績不良等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、免職、15日以上停職、降給・降任等については、メリットシステム保護委員会への不服申立てが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免職は、非能率、心身の故障等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、雇用審判所への不服申立てが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官吏の免職は、心身疾患のため勤務不能の場合等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、処分庁への不服申立てが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免職は、職務遂行能力不十分、職場放棄等の所定の事由に限定 ○ 処分に際しては、弁明の機会が付与され、また、最高官吏制度協議会の訴訟委員会への不服申立てが可能
3 退職関連	<p>① 定年</p> <p>定年年齢はない</p> <p>【例外】 航空管制官（56歳） 外交官（65歳） など</p>	<p>2010年4月より定年制廃止</p> <p>【-2010年3月まで-】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上級公務員（課長級以上） 60歳（延長もあり得る） ○ 一般の職員 各府省・各エージェンシーが決定 	<p>65歳（2012年から2029年にかけて、段階的に67歳に引上げ）</p> <p>【例外】 警察執行官吏（60歳）</p> <p>※ 2012年から2024年にかけて、段階的に62歳に引上げ</p>	<p>65歳（2016年以降、65歳から67歳へ段階的に引き上げ予定）</p> <p>【例外】 危険を伴う職の職員群等は55歳～60歳</p> <p>※ 2016年以降、55歳～60歳から57歳～62歳に引き上げ予定</p>
② 再就職に係る規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再就職自体を規制する一般的な制度はない ※ 調達担当職員は、入札企業からの職の提供を拒否しなければならないという規制がある ○ 退職後、国の機関との接触を禁止する規定がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の者は離職後2年以内に就職する場合は、政府の承認を得なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 本省の局次長以上の幹部職員 - 再就職先と競争関係にある組織の企業秘密に接した職員 - 離職前2年間に再就職先と公的な取引がある場合等 ○ 事務次官は、原則、離職後最低3ヶ月は就職できない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 退職後5年以内（定年で退職した場合には3年以内）に、退職前5年間の職務と関係のある企業に就職する場合には、在職した省に届け出なければならない ※ 省の業務と利害対立が生ずるおそれがある場合には、再就職は認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離職後3年以内に、職員が企業（公共企業を含む）に再就職する場合、職員の所属庁が第三者機関である「服務委員会」の審査を経て判断 ※ 監督、契約等の相手方の企業への再就職は、当該職務の終了後3年間認められない
③ 年金制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公務員年金(CSRS)適用者（1983年以前の採用者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 55歳（30年以上勤務） 60歳（20年以上勤務） 62歳（5年以上勤務） ・ 支給額 最も高い連続する3年間の平均給与の72.25%（38年勤務の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民保険+公務員年金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 国民保険 男65歳 女60歳（2018年から65歳） 公務員年金 60歳 ・ 支給額 国民保険 夫婦で週163.35ポンド 公務員年金 退職時給与の47.5%の年金と年金3年分の一時金（38年勤務の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 恩給制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 原則65歳（定年前63歳以降で退職した場合は減額支給） ※ 定年が67歳に引き上げられると同時に支給開始年齢も引上げ ・ 支給額 恩給算定基礎給与（退職時給与、家族加給ほか）×0.9901の71.75%（40年勤務の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢 60歳（2018年にかけて段階的に62歳に引き上げ中） ・ 支給額 退職前6月の俸給年額の75%（40年勤務の場合）

V 諸外国の国家公務員の給与

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の職員に適用される一般俸給表、幹部職員に適用される上級管理職俸給表、高級管理職俸給表等の俸給表が存在 <p>一般俸給表（課長以下）（GS） ワシントン・ボルチモア地区（2012年1月現在 年額 単位：ドル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="7">号俸</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>...</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>22,115</td> <td>22,854</td> <td>23,589</td> <td>...</td> <td>26,948</td> <td>26,977</td> <td>27,663</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>24,865</td> <td>25,456</td> <td>26,279</td> <td>...</td> <td>29,687</td> <td>30,490</td> <td>31,292</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>27,130</td> <td>28,034</td> <td>28,938</td> <td>...</td> <td>33,460</td> <td>34,364</td> <td>35,269</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>...</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>89,033</td> <td>92,001</td> <td>94,969</td> <td>...</td> <td>109,807</td> <td>112,774</td> <td>115,742</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>105,221</td> <td>108,717</td> <td>112,224</td> <td>...</td> <td>129,758</td> <td>133,264</td> <td>136,771</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>123,758</td> <td>127,883</td> <td>132,009</td> <td>...</td> <td>152,635</td> <td>155,500</td> <td>155,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の金額は、基本給と地域均衡給の合計額。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給期間は、4号俸に昇給するまでは52週、7号俸に昇給するまでは104週、以降は156週（成績優秀者は、昇給期間が短縮） 上位ポストへの昇進に伴って、上位の等級に格付け 地域ごとに、基本給の一定割合（14.16%～35.15%）の地域均衡給が支給 <p>上級管理職俸給表（課長・局長等）（SES） （2012年1月現在 年額 単位：ドル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最高額</th> <td>179,700</td> </tr> <tr> <th>最低額</th> <td>119,554</td> </tr> </thead> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各人の給与額は、最高額と最低額の範囲内で決定 昇給については、定期昇給はなく、勤務成績によるもののみ 成績が優秀なSESに対する大統領報償が存在 <p>高級管理職俸給表（大規模局長・次官等）（EX） （2012年1月現在 年額 単位：ドル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>俸給額</td> <td>199,700</td> <td>179,700</td> <td>165,300</td> <td>155,500</td> <td>145,700</td> </tr> <tr> <td>代表官職</td> <td>長官</td> <td>副長官</td> <td>次官</td> <td>外局副長官</td> <td>大規模局長</td> </tr> </tbody> </table> <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 業績評価に基づく業績報償、特別な業務や成果をあげた場合の特別報償などが存在 超過勤務手当、休日給、遠隔地勤務手当等 	等級	号俸							1	2	3	...	8	9	10	1	22,115	22,854	23,589	...	26,948	26,977	27,663	2	24,865	25,456	26,279	...	29,687	30,490	31,292	3	27,130	28,034	28,938	...	33,460	34,364	35,269	~	~	~	~	...	~	~	~	13	89,033	92,001	94,969	...	109,807	112,774	115,742	14	105,221	108,717	112,224	...	129,758	133,264	136,771	15	123,758	127,883	132,009	...	152,635	155,500	155,500	最高額	179,700	最低額	119,554	等級	I	II	III	IV	V	俸給額	199,700	179,700	165,300	155,500	145,700	代表官職	長官	副長官	次官	外局副長官	大規模局長	<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の職員については、各府省・各エージェンシーごとに労使交渉に基づいて俸給表（号俸制又は給与バンド制）が設定 上級公務員については、共通の俸給表が適用 <p>一般の職員 財務省の例（2011年8月現在 年額 単位：ポンド）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>18,116</td> <td>21,663</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>21,621</td> <td>26,720</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>26,910</td> <td>38,255</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>44,835</td> <td>57,801</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 上位のポストへの昇進に伴って上位の給与バンドに格付け 勤務年数に応じた定期昇給と業績に基づく昇給がある <p>上級公務員（課長級以上）（SCS） （2012年1月現在 年額 単位：ポンド）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与バンド</th> <th>最低額</th> <th>最高額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>58,200</td> <td>117,800</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>1A</td> <td>67,600</td> <td>128,900</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>82,900</td> <td>162,500</td> <td>局次長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>101,500</td> <td>208,100</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>事務次官</td> <td>141,800</td> <td>277,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各人の給与額は、該当する給与バンドの最高額と最低額の範囲内で、4つの成績区分に応じて決定 成績評価区分に応じ、ボーナスが支給される <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 超過勤務手当、ロンドン手当、監督手当等 	給与バンド	最低額	最高額	B	18,116	21,663	C	21,621	26,720	D	26,910	38,255	E	44,835	57,801	給与バンド	最低額	最高額	代表的官職	1	58,200	117,800	課長	1A	67,600	128,900		2	82,900	162,500	局次長	3	101,500	208,100	局長	事務次官	141,800	277,300		<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般の官吏に適用される俸給表A、本省課長級以上の官吏に適用される俸給表B等の俸給表が存在 <p>俸給表A（一般の官吏） （2012年1月現在 月額 単位：ユーロ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">等級</th> <th colspan="6">号俸</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>.....</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>1,744</td> <td>1,785</td> <td>.....</td> <td>1,923</td> <td>1,956</td> <td>1,988</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1,814</td> <td>1,857</td> <td>.....</td> <td>2,004</td> <td>2,038</td> <td>2,073</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1,854</td> <td>1,905</td> <td>.....</td> <td>2,079</td> <td>2,120</td> <td>2,157</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>.....</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>2,307</td> <td>2,386</td> <td>.....</td> <td>2,842</td> <td>2,926</td> <td>3,009</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>2,475</td> <td>2,583</td> <td>.....</td> <td>3,156</td> <td>3,264</td> <td>3,372</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>2,842</td> <td>3,002</td> <td>.....</td> <td>3,540</td> <td>3,650</td> <td>3,760</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>.....</td> <td>~</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>3,674</td> <td>3,903</td> <td>.....</td> <td>4,679</td> <td>4,837</td> <td>4,996</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>4,491</td> <td>4,698</td> <td>.....</td> <td>5,329</td> <td>5,486</td> <td>5,642</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>4,955</td> <td>5,195</td> <td>.....</td> <td>5,923</td> <td>6,105</td> <td>6,285</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 号俸に応じて、2年、3年、4年毎に昇給（勤務成績に応じ、昇給期間は短縮又は延伸） 上位官職への昇進に伴って、上位の等級に格付け <p>俸給表B（本省課長級以上） （2012年1月現在 月額 単位：ユーロ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>俸給額</th> <th>代表的官職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,642</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6,554</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>6,940</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7,344</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>7,807</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>8,248</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>8,672</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>9,117</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>9,668</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>11,380</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>11,823</td> <td>事務次官</td> </tr> </tbody> </table> <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 特別な業績に対する業績報奨金（一時金）、業績手当（最長1年間支給）がある 超過勤務手当、官職手当、職位手当等 	等級	号俸						1	2	6	7	8	2	1,744	1,785	1,923	1,956	1,988	3	1,814	1,857	2,004	2,038	2,073	4	1,854	1,905	2,079	2,120	2,157	~	~	~	~	~	~	9	2,307	2,386	2,842	2,926	3,009	10	2,475	2,583	3,156	3,264	3,372	11	2,842	3,002	3,540	3,650	3,760	~	~	~	~	~	~	14	3,674	3,903	4,679	4,837	4,996	15	4,491	4,698	5,329	5,486	5,642	16	4,955	5,195	5,923	6,105	6,285	等級	俸給額	代表的官職	1	5,642		2	6,554		3	6,940	課長	4	7,344		5	7,807		6	8,248	部長	7	8,672		8	9,117		9	9,668	局長	10	11,380		11	11,823	事務次官	<p><俸給></p> <ul style="list-style-type: none"> 各職員群ごとに、グレード及び号俸に応じて俸給額が設定 <p>各省事務書記官群（高校卒）の例 （2012年1月現在 年額 単位：ユーロ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>号俸</th> <th>俸給額（試算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">主任事務書記官</td> <td>11</td> <td>31,227</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主任</td> <td>1</td> <td>20,281</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>28,615</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主任</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>18,169</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務書記官</td> <td>13</td> <td>27,004</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事務書記官</td> <td>1</td> <td>17,225</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> </tbody> </table> <p>高等行政官群（国立行政学院卒）の例 （2010年7月現在 年額 単位：ユーロ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グレード</th> <th>号俸</th> <th>俸給額（試算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別級</td> <td>7</td> <td>58,786</td> </tr> <tr> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等行政官</td> <td>1</td> <td>36,561</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>43,506</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等行政官</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>25,115</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各職員群の号俸ごとに昇給期間が規定。勤務成績に応じ昇給期間は短縮 職員群内での選考によって、上位グレードに格付け <p>特別俸給表（高級職等） （2010年7月現在 年額 単位：ユーロ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">号俸</th> <th rowspan="2">代表的官職</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>48,951</td> <td>50,896</td> <td>53,508</td> <td>警視長</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>53,508</td> <td>55,786</td> <td>58,786</td> <td>国務院調査官</td> </tr> <tr> <td>BB</td> <td>58,786</td> <td>60,342</td> <td>61,953</td> <td>次長</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>61,953</td> <td>63,287</td> <td>64,676</td> <td>国務評定官</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>64,676</td> <td>67,621</td> <td>70,566</td> <td>総監察官</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>70,566</td> <td>73,344</td> <td>—</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>76,066</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>国務院部長</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>83,401</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>国務院副院長</td> </tr> </tbody> </table> <p><代表的手当></p> <ul style="list-style-type: none"> 超過勤務手当、休日給、能率・生産性手当、居住地手当（地域による生活費の差を補償するための手当）、子女手当等 	グレード	号俸	俸給額（試算）	主任事務書記官	11	31,227	~	~	主任	1	20,281	13	28,615	主任	~	~	1	18,169	事務書記官	13	27,004	~	~	事務書記官	1	17,225	~	~	グレード	号俸	俸給額（試算）	特別級	7	58,786	~	~	高等行政官	1	36,561	9	43,506	高等行政官	~	~	1	25,115		号俸			代表的官職	1	2	3	A	48,951	50,896	53,508	警視長	B	53,508	55,786	58,786	国務院調査官	BB	58,786	60,342	61,953	次長	C	61,953	63,287	64,676	国務評定官	D	64,676	67,621	70,566	総監察官	E	70,566	73,344	—	局長	F	76,066	—	—	国務院部長	G	83,401	—	—	国務院副院長
等級		号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	1	2	3	...	8	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1	22,115	22,854	23,589	...	26,948	26,977	27,663																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2	24,865	25,456	26,279	...	29,687	30,490	31,292																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	27,130	28,034	28,938	...	33,460	34,364	35,269																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
~	~	~	~	...	~	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
13	89,033	92,001	94,969	...	109,807	112,774	115,742																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
14	105,221	108,717	112,224	...	129,758	133,264	136,771																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
15	123,758	127,883	132,009	...	152,635	155,500	155,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
最高額	179,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
最低額	119,554																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
等級	I	II	III	IV	V																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
俸給額	199,700	179,700	165,300	155,500	145,700																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
代表官職	長官	副長官	次官	外局副長官	大規模局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
給与バンド	最低額	最高額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
B	18,116	21,663																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
C	21,621	26,720																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
D	26,910	38,255																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
E	44,835	57,801																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
給与バンド	最低額	最高額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	58,200	117,800	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1A	67,600	128,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
2	82,900	162,500	局次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
3	101,500	208,100	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
事務次官	141,800	277,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
等級	号俸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	6	7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2	1,744	1,785	1,923	1,956	1,988																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3	1,814	1,857	2,004	2,038	2,073																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
4	1,854	1,905	2,079	2,120	2,157																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
~	~	~	~	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
9	2,307	2,386	2,842	2,926	3,009																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10	2,475	2,583	3,156	3,264	3,372																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
11	2,842	3,002	3,540	3,650	3,760																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
~	~	~	~	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
14	3,674	3,903	4,679	4,837	4,996																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
15	4,491	4,698	5,329	5,486	5,642																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
16	4,955	5,195	5,923	6,105	6,285																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
等級	俸給額	代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
1	5,642																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2	6,554																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
3	6,940	課長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
4	7,344																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5	7,807																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	8,248	部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
7	8,672																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
8	9,117																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
9	9,668	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
10	11,380																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
11	11,823	事務次官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
グレード	号俸	俸給額（試算）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
主任事務書記官	11	31,227																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
主任	1	20,281																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	13	28,615																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
主任	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	1	18,169																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事務書記官	13	27,004																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事務書記官	1	17,225																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
グレード	号俸	俸給額（試算）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
特別級	7	58,786																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
高等行政官	1	36,561																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	9	43,506																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
高等行政官	~	~																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	1	25,115																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	号俸			代表的官職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
A	48,951	50,896	53,508	警視長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
B	53,508	55,786	58,786	国務院調査官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
BB	58,786	60,342	61,953	次長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
C	61,953	63,287	64,676	国務評定官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
D	64,676	67,621	70,566	総監察官																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
E	70,566	73,344	—	局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
F	76,066	—	—	国務院部長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
G	83,401	—	—	国務院副院長																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

【参考】給与改定方式

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>合衆国法典において、均衡原則（同一価値労働同一給与の原則、全米・地域ごとの官民給与均衡（連邦と非連邦との均衡）の原則、職務と勤務成績に応じた報酬の原則）が規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与の改定方式は、合衆国法典で詳細に規定 給与等法定事項に対しては、協約締結権はない 	<p>国家公務員管理規範において、各省が職員の給与措置を設定する際に以下の原則を考慮しなければならないことが規定</p> <p>(a) 給与支出に見合った価値 (b) 給与支出の財政上の管理 (c) 給与システムの柔軟性 (d) 給与と成績との密接かつ効果的な連関</p> <ul style="list-style-type: none"> 上級公務員（SCS）については、協約締結は行われておらず、上級公務員給与審議会の勧告に基づき決定 一般の職員（上級公務員（SCS）以外）は、財務省から付与される財源枠の中で、財務省と協議して決定される給与改定率の範囲内で、各省及び各エージェンシーと労働組合との交渉で決定 	<p>判例・通説において、扶養原則、成績原則が認められている</p> <p>※ 扶養原則…職位、職責、職員の年齢、一般の生活水準に鑑みて、ふさわしい生活を維持できる給与水準の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> 官吏には、協約締結権が認められておらず、一般に公務被用者の妥結状況を考慮して決定 公務被用者は、連邦及び市町村の共同の労使交渉により決定（州は経済的事情等により統一交渉から離脱） 	<p>官公吏一般規程において、「官吏は、職務遂行後、俸給、居住地手当、子女手当及び法律又は規則により定められている複数の手当を受ける権利を有する」と規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が給与改正案を作成し、関係法令の改正により決定 協約締結権は認められていない。組合が政府の提示した改正案に合意した場合、議定書に調印。政府は一般的に議定書に基づいて給与改定を決定・実施
<p><高級管理職、上級管理職の場合></p> <p>一般俸給表の改定に準じて改定</p> <hr/> <p><一般の職員（一般俸給表適用）の場合></p> <p>※ 大統領代替案が作成されることが多いのが現状</p>	<p><上級公務員の場合></p> <hr/> <p><一般の職員の場合></p> <p>※ 職員手帳や事案ごとの合意文書の策定により、非組合員にも同じ給与が適用される</p>	<p><官吏の場合></p> <hr/> <p><公務被用者の場合></p> <p>※ 協約の効果及ぶことにより、非組合員にも同じ給与が適用される</p>	<p>※ 1998年以降、給与改定に関する議定書の締結に至ったことはない(2012年1月現在)</p>

VI 諸外国の国家公務員の政治的行為の制限

	アメリカ	イギリス			ドイツ		フランス
		上級公務員等	一般職員	現業職員(職業紹介、社会保障給付等業務従事者)等	官吏	公務被用者	
立候補・議員就任	○公選による公職の立候補者となることができない	○国会又は欧州議会の議員に立候補することはできない 地方議会の議員への立候補は所属省庁の許可が必要 ※ただし、立候補ができる場合であっても、政党の公認を受けたとき等は辞職が必要 ※議員に就任するには、辞職が必要	【同左】	○国会、欧州議会、地方議会とも議員への立候補は自由	○連邦議会議員及び欧州議会議員を兼ねることはできない 州議会議員を兼ねることができる州とできない州がある 市町村の議員は兼ねることができる	○連邦議会議員及び欧州議会議員を兼ねることはできない	○公務員の身分のまま議員になることができる(派遣身分) ・司法官等は、管轄区域内の被選挙権欠格
選挙活動	○職務上の権限又は影響力を、選挙結果に干渉する目的で行使することができない ○勤務時間外であれば、選挙運動で積極的役割を果たすことができる	○全国的なものはできない 地方レベルのものは所属省庁の許可が必要	○所属省庁の許可が必要	○勤務時間外の活動は自由	※政治行為を行うに当たり、全体に対する立場等を考慮して、節度と自制を保持しなければならない		
政党役職	○勤務時間外であれば、政党の管理職	【同上】	【同上】	【同上】			○勤務時間外であれば、政党に加
政治的な意見表明	○勤務時間外であれば、政治的な意見の表明は保障される	【同上】	【同上】	【同上】			○政治的な意見の表明は保障されるが、職務を利用して意見を表明することは避けなければならない
(その他)	○政治的目的での寄付を要請し又は受領することができない ○所属省庁が公権力を行使する対象者に対して、政治的行為への参加・不参加を要請することができない						※勤務外であっても中庸・礼節を保つことが求められている
[参考] 地方公務員	※各州等ごとの取扱い	※国家公務員と同様。ただし、管理職等は、国の上級公務員等の取扱いに加え、地方レベルの行為も禁止			※連邦議会議員及び欧州議会議員就任については連邦の官吏・公務被用者と同様。州、市町村の議員就任については各州ごとの取扱い		※国家公務員と同様